

図-3. 2. 18(2) 主要な集落

3.2.6 下水道等の整備の状況

(1) 下水道整備状況

調査対象地域の令和2年度の汚水処理人口普及状況を表-3.2.15に示します。汚水処理人口普及率の指標は、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラントの各汚水処理人口の普及状況を、総人口に対する割合で見たものです。

令和2年度における西之表市の汚水処理人口は約8,700人、人口普及率は59.5%、中種子町の汚水処理人口は約3,900人、人口普及率は51.2%、南種子町の汚水処理人口は約3,400人、人口普及率は62.9%となっていますが、これらはすべて浄化槽による処理であり、3市町とも公共下水道は整備されていません。

表-3.2.15 汚水処理人口普及状況（令和2年度）

市町	住民基本 台帳人口	汚水処理 人口	人口普及率	浄化槽	
	A	B	B/A	普及人口	普及率
	(千人)	(千人)	(%)	(千人)	(%)
西之表市	14.6	8.7	59.5	8.7	59.5
中種子町	7.6	3.9	51.2	3.9	51.2
南種子町	5.5	3.4	62.9	3.4	62.9

出典：鹿児島県ウェブサイト「汚水処理人口普及率」

(<https://www.pref.kagoshima.jp/infra/toshi/haisui/hukyuritu/index.html>)

(2) 水利用の状況

調査対象地域における水道施設整備状況を表-3.2.16に、上水道の年間取水量及び給水量を表-3.2.17に示します。また、上水道関連施設位置を図-3.2.19に示します。

西之表市及び中種子町は、上水道が整備されており、普及率は西之表市で99.4%、中種子町で99.5%です。南種子町は、上水道及び専用水道が整備されており、普及率は100%です。

上水道の取水状況については、西之表市、中種子町は、地表水及び地下水からの取水であり、湧水からの取水はありません。南種子町は、地表水、地下水及び湧水からの取水となっています。年間給水量は、西之表市が1,962千 m^3 （有効率89.0%）、中種子町が922千 m^3 （有効率100%）、南種子町が1,186千 m^3 （有効率57.1%）となっています。

表-3.2.16 水道施設整備状況

市町	行政区 域内人 口 (人)	上水道			簡易水道			専用水道			合計			普及率
								自己水源のみによる もの						
		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	
	①	箇所 数	計画給 水人口 (人)	現在給 水人口 (人)	箇所 数	計画給 水人口 (人)	現在給 水人口 (人)	箇所 数	計画給 水人口 (人)	現在給 水人口 (人)	箇所 数	計画給 水人口 (人)	現在給 水人口 (人)	⑬/① *100 (%)
西之表 市	14,870	1 0 0 0	15,980 0	14,778 0	0 0 0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 0 0 0	15,980 0	14,778 0	99.4
中種子 町	7,751	2 1 0 0	8,140 0	7,715 0	0 0 0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	2 1 0 0	8,140 0	7,715 0	99.5
南種子 町	5,506	1 0 0 0	5,484 0	5,437 0	0 0 0 0	0 0	0 0	2 0	1,800 0	69 0	3 0 0 0	7,284 0	5,506 0	100.0

注：表の見方は以下のとおりです。

- ・上水道、簡易水道の箇所数
上段左：公営、上段右：公営で他の市町村から給水、下段左：公営外、下段右：公営外で他の市町村から給水
- ・専用水道の箇所数
上段：公営、下段：公営外
- ・上水道、簡易水道、専用水道の給水人口
上段：公営、下段：公営外
- ・合計の箇所数
左：公営+公営外、右：(公営、公営外) 他の市町村から給水

出典：鹿児島県ウェブサイト「令和2年度版鹿児島県の水道（令和元年度水道統計調査）」
(<https://www.pref.kagoshima.jp/ae09/suidou/suidou2.html>)

表-3.2.17 上水道の年間取水量及び給水量

市町	年間取水量 (千m ³)							年間給水量 (千m ³)				有効率 (%)	
	地表水①			地下水②			湧水③	合計④ (① +②+③)	有効水量⑤		無効 水量 ⑥	合計⑦ (⑤+⑥)	⑧ (⑤ /⑦*100)
	ダム	湖水	自流	伏流水	浅井戸	深井戸			有収水 量	無収水 量			
西之表市	591	0	962	0	380	40	0	1,973	1,546	201	215	1,962	89.0
中種子町	0	0	1,073	0	0	280	0	1,353	922	0	0	922	100.0
南種子町	0	0	781	0	0	446	101	1,328	677	0	509	1,186	57.1

出典：鹿児島県ウェブサイト「令和2年度版鹿児島県の水道（令和元年度水道統計調査）」
(<https://www.pref.kagoshima.jp/ae09/suidou/suidou2.html>)

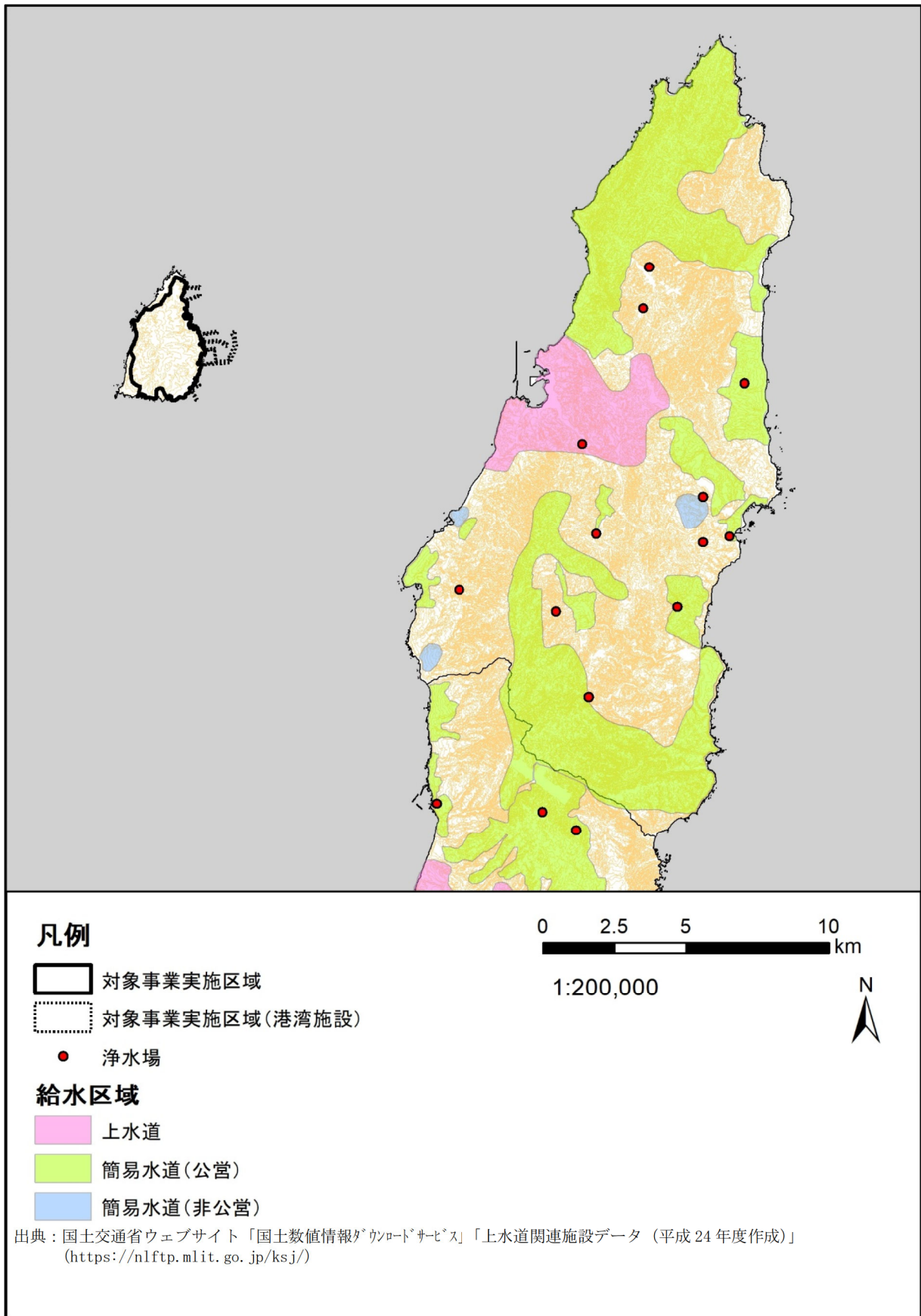


図-3. 2. 19(1) 上水道関連施設位置

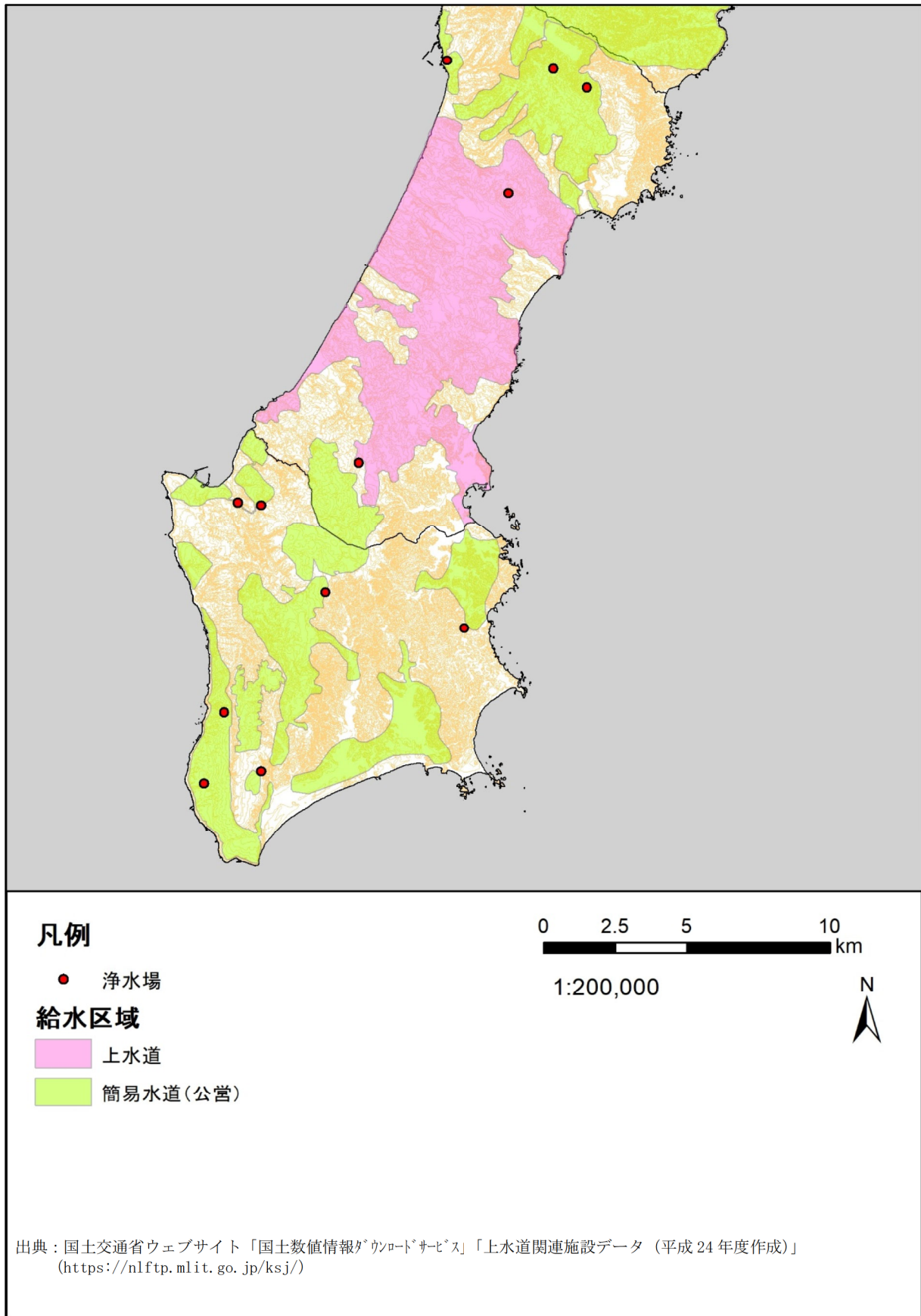


図-3.2.19(2) 上水道関連施設位置

3.2.7 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく環境基準に係る指定地域の状況は、表-3.2.18に示すとおりです。

表-3.2.18 環境基準に係る指定地域の状況

環境基本法に基づく主な法令	規制内容	指定状況			
		西之表市 (馬毛島)	西之表市 (種子島)	中種子町	南種子町
騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)	類型指定地域	×	○	○	×
航空機騒音に係る環境基準(昭和48年12月27日環境庁告示第154号)	類型指定地域	×	×	×	×

注：指定状況において、○は存在すること、×は存在しないことを示します。

1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準を表-3.2.19に示します。

表-3.2.19 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（環境基準）
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考)	<ol style="list-style-type: none"> 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない場所については、適用しない。 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10マイクロメートル以下のものをいう。 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをしないよう努めるものとする。 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典:「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、最終改正 平成8年環境庁告示第73号)
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号、最終改正 平成8年環境庁告示第74号)
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号、最終改正 平成30年環境省告示第100号)
「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号、最終改正 平成21年環境省告示第11号)
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境庁告示第33号)

2) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準を表-3.2.20 に、類型指定を表-3.2.21 及び図-3.2.20 に示します。なお、対象事業実施区域は、類型指定がなされていません。

表-3.2.20 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌6:00)
AA	50 dB 以下	40 dB 以下
A及びB	55 dB 以下	45 dB 以下
C	60 dB 以下	50 dB 以下

注1：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2：AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

注3：A：専ら住居の用に供される地域

注4：B：主として住居の用に供される地域

注5：C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌6:00)
70dB 以下	65dB 以下
備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号、最終改正 平成24年環境省告示第54号)

表-3.2.21 騒音に係る環境基準の類型指定

地域の類型	該当地域 (西之表市・中種子町)
A	都市計画法の用途地域のうち 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法の用途地域のうち 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
C	都市計画法の用途地域のうち 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域